

## 付帯構造物設置工（実施編）

### 秋田県 I C T 活用工事（付帯構造物設置工）実施要領（実施編）

#### 1. I C T 活用工事（付帯構造物設置工）

##### 1-1 概要

I C T 活用工事（付帯構造物設置工）とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示す I C T 施工技術を全面的に活用する工事である。

##### 1-2 I C T 活用工事における付帯構造物設置工

次の①②④⑤の段階で I C T 施工技術を活用することを I C T 活用施工というほか、 I C T 活用施工（付帯構造物設置工）を「 I C T 付帯構造物設置工」という略称を用いることがある。

6

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

##### 1-3 適用範囲

この実施要領（実施編）は、秋田県建設部が所管する建設工事に適用する。

##### 1-4 I C T 施工技術の具体的内容

I C T 施工技術の具体的な内容については、以下の①～⑤によるものとし、関連要領等についても、最新のものを適用するものとする。

関連要領等：[https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000051.html](https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html)  
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/41044>

###### ① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択しても I C T 活用工事とする。

また、付帯構造物設置工の関連施工として I C T 土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、 I C T 活用とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) T S 等光波方式を用いた起工測量
- 6) T S （ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) R T K - G N S S を用いた起工測量

###### ② 3次元設計データ作成

1-4 ①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成は I C T 土工等と合わせて行うが、 I C T 付帯構造物設置工の施工管理においては、3次元設計データとして、3次元座標を用いた線形データも活用できる。 T I N 形式でのデータ作成は必須としない。

- ③ I C T建設機械による施工  
付帯構造物設置工においては該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理  
付帯構造物設置工の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

付帯構造物設置工の施工管理において、以下1)～7)の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) T S等光波方式を用いた出来形管理
- 6) T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) R T K-G N S Sを用いた出来形管理

なお、監督職員との協議の上で他の計測技術による出来形管理を行ってもよい。

(2) 出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

1-4①②④により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

## 1－5 ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象は下記（1）～（3）に該当する建設工事とする。

### （1）対象工種・種別

ICT活用工事の対象は、設計書の工事工種体系における下記の工種及び種別とする。

- 1) コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積)
  - 〃 (コンクリートブロック張)
  - 〃 (連節ブロック張)
  - 〃 (天端保護ブロック)
- 緑化ブロック工
- 石積 (張) 工
- 側溝工 (プレキャストU型側溝)
  - 〃 (L型側溝)
  - 〃 (自由勾配側溝)
- 管渠工
- 暗渠工
- 縁石工 (縁石・アスカーブ)
- 基礎工 (護岸) (現場打基礎)
- 基礎工 (護岸) (プレキャスト基礎)
- 海岸コンクリートブロック工
- コンクリート被覆工
- 護岸付属物工

### （2）適用対象外

従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

### （3）対象規模

ICT活用工事（付帯構造物設置工）の対象規模は、1－5（1）対象工種を条件とし、数量は規定しない。

## 2. ICT活用工事の実施方法

### 2－1 発注方式

ICT活用工事の発注は、下記の（1）によるものとするが、工事内容及び地域におけるICT施工機器の普及状況等を勘案し決定する。なお、ICT土工等における関連施工種とするため、ICT付帯構造物設置工単独での発注は行わない。

#### （1）受注者希望型

秋田県ICT活用工事実施要綱第3条（2）に定めるとおりとし、発注方針等は別途定める。

## 3. ICT活用工事実施の措置

ICT土工等における関連施工種とするため、秋田県ICT活用工事（土工）実施要領（実施編）による

## 4. ICT活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にICT施工技術を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

### 4－1 施工管理、監督・検査の対応

I C T 施工技術を実施するにあたって、別途発出されている「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」及び各種「出来形管理の監督・検査要領（案）」に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

#### 4-2 3次元設計データ等の貸与

(1) I C T 活用工事の導入初期段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、この場合、発注者は契約後の施工協議において「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を受注者に実施させ、これにかかる経費を工事費にて当該工事で変更計上するものとする。

(2) 発注者は、詳細設計において、I C T 活用施工に必要な3次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、I C T 活用施工を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ（グラウンドデータ）を含まない場合、発注者は契約後の施工協議において「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を受注者に実施させ、これにかかる経費は工事費にて当該工事で変更計上するものとする。

#### 4-3 工事費の積算

##### (1) 受注者希望型における積算方法

発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（秋田県）（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりI C T 施工技術の活用を実施する場合、I C T 施工技術の活用を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下1）に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

###### 1) 秋田県I C T 活用工事（付帯構造物設置工）実施要領（積算編）

なお、I C T 活用について協議を行う際には、「1-2①②④」にかかるそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

また、現行基準による2次元の設計ストック等によりI C T 活用工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積り提出を求め、設計変更するものとする。

##### 附 則(令和2年9月8日技管-296)

この実施要領は、令和2年10月1日から施行する。

##### 附 則(令和3年9月9日技管-330)

この実施要領は、令和3年10月1日から施行する。

##### 附 則(令和4年9月13日技管-548)

この実施要領は、令和4年10月1日から施行する。

##### 附 則(令和5年9月14日技管-449)

この実施要領は、令和5年10月1日から施行する。

##### 附 則(令和6年9月11日技管-411)

この実施要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則(令和8年1月13日技管－694)  
この実施要領は、令和8年2月1日から施行する。